

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 2 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部)
都道府県後期高齢者医療主管部 (局)
後期高齢者医療主管課 (部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年能登半島地震にかかる災害による被災に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて (令和 6 年 1 月診療分)

令和 6 年能登半島地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了解いただくとともに、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

記

1 令和 6 年 1 月診療分に係る診療報酬等の請求について

令和 6 年 1 月診療分に係る診療報酬等の請求については、通常の方法による請求を原則とするが、災害救助法適用地域に所在する医科に係る保険医療機関であって、災害救助法適用日の翌日以降に診療を行ったものについては、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の方法による請求を行うことが困難な場合には、同月 1 か月分を通して概算による請求を行うことができるものであることとし、具体的な内容については、2 のとおりとする。通常の方法による請求を行う場合の取扱いは、3 のとおりとする。

なお、令和 6 年 1 月 1 日に診療を行った保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）であって、今回の被災により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関等がある場合については、各審査支払機関（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。））へ個別に相談されたい。

2 被災後に診療を行った場合の概算による請求について

(1) 概算による請求を選択する医科の保険医療機関については、令和 6 年 2 月 10 日までに概算による請求を選択する旨、国保連及び支払基金に別紙の様式を届け出ること。

(2) 診療報酬額の算出方法については、以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{令和5年9月～令和5年11月 入院分診療報酬等支払額}}{91 \text{ 日}} \times \text{令和6年1月の 入院診療実日数} \times (1+0.05+0.0077\%) \\ + & \frac{\text{令和5年9月～令和5年11月 外来分診療報酬等支払額}}{73 \text{ 日}} \times \text{令和6年1月の 外来診療実日数} \times (1+0.03+0.0077\%) \end{aligned}$$

※入院診療の増加、被災直後における時間外診療分、一部負担金等の猶予分含む

(3) この方法の対象となる請求の範囲については公費負担医療に係るものについても含まれること。

(4) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって令和6年1月診療分の診療報酬支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

令和6年1月診療分（2月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和6年2月10日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことがある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。

② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国保連へ提出する分、支払基金へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、市町村が行う国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常どおり、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬

請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定の事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

（３）医療機関の窓口において一部負担金等の支払いを猶予したものに関する取扱い

- ① 「令和６年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（令和６年１月１１日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡。以降において同様の事務連絡により発出された事務連絡を含む。）により一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。

なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災１」と記載するとともに、同一の患者について、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を２枚１組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災２」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和５１年８月７日保険発第８２号）に基づき、記載すること。

- ② 一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号５１】などの「公費併用レセプト」となるもの。）の対象にならない。このため、一部負担金等の支払を猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

ただし、公費負担医療の受給者である場合には、摘要欄に、「公費負担医療」など、公費負担医療の受給者である旨を記載すること。

- ③ 入院分について、例えば月末に令和６年１月診療分の支払を一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、被災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、被災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

（参考）被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担金等を猶予した場合には、

「不詳」「災１」と記載することとなる。

（参考）一部負担金等とは、一部負担金、訪問看護療養費に係る自己負担額などをいう。

（４）調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、（２）のとき、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、令和６年２月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

(5) レセプト電算処理システムの取扱いについて

審査支払機関へのレセプト提出にあたって、紙レセプトを原則とはせず、通常と同様の形式（電子レセプト又は紙レセプト）による請求とすること。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

(別紙)

令和6年能登半島地震にかかる災害による被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書
(令和6年1月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード				
令和6年能登半島地震にかかる災害による被災に関する概算による診療報酬の請求を行いた いので、次のように届け出ます。 令和 年 月 日 保険医療機関等の 所在地 及び 名称 : 開設者名・事業者氏名 : 審 査 支 払 機 関 殿				
令和6年1月の診療実日数を記入すること。 <table><tr><td>[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) 1月分____日間</td><td>(入院診療実日数) 1月分____日間</td></tr></table>			[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) 1月分____日間	(入院診療実日数) 1月分____日間
[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) 1月分____日間	(入院診療実日数) 1月分____日間			

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡3（2）②関連（保険者を特定できた場合）

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する
- 被保険者証の「記号」は記録しない
- 「番号」は「99999999（9桁）」を記録する
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡3（2）③関連（保険者を特定できない場合）

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない
 - 「番号」は「99999999（9桁）」を記録する
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

3. 事務連絡3（3）①関連

本事務連絡3（3）①において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡3（4）関連（調剤レセプトの場合）

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。